

水道新規加入の提出書類について

京丹波町上下水道課上水道係

◆水道新規加入申込書（様式第1号）

◆給水装置工事申込書（様式第2号）

【添付書類】（任意様式）

1. 位置図

2. 平面配管図

本管取出口から水道メーターまでの配管及び建物の位置を図示すること（水道メーターの設置位置は、原則として公道側に近接する1m以内の敷地内で、メーターの検針及び取替作業が容易であり、破損の恐れがない場所）。

また、使用材料を図示若しくは一覧にすること。

※配管延長が長い場合、必要に応じて路上バルブを設置すること。

3. 横断図、復旧断面図

道路等における舗装構成及び舗装復旧範囲は、道路管理者と協議し決定すること。

4. 交通規制図（保安対策図）

工事に伴い交通規制を要する場合は提出すること。

5. 土地関係書類（公図等、コピー可）

配管に関わる土地の状況の分かる公図等（コピー可）を添付すること。

6. 工事写真（施工管理写真、使用材料写真、着工前・竣工写真）

工事完了後、速やかに提出すること。

○その他注意事項

1. 工事業者は、京丹波町の「指定給水装置工事事業者」であること。

2. 工事に使用する材料は、日本工業規格（JIS）若しくは日本水道協会規格（JWWA）に適合したものとすること。

ただし、上記規格外の材料を使用する場合は、給水装置材料確認申請書（様式第3号）を提出し、材料確認を行うこと。

3. 第三者の給水装置から分岐させる場合は、給水装置所有者の承諾書を提出すること。

4. 私道又は個人の所有地に水道管を埋設する場合は、地権者の同意書を提出すること。

※ 止水栓は町指定のものを使用してください。

※ 水道メーター（町貸与品）を貸与した日を開栓日として、以降水道料金が発生します。